

「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」及び「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」の問題点を指摘し、国民の裁判を受ける権利を尊重した法改正を求める意見書

2022年3月30日

自由法曹団

第1 はじめに～民事裁判手続のIT化と自由法曹団の取り組み～

1 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」の公表

民事裁判手続のIT化に対応する民事訴訟法改正については、2020年2月の法制審議会総会の諮問第111号に基づき、同年6月以降計23回にわたって開催された法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会（以下、「法制審部会」という。）で議論が重ねられ、本年1月には「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」（以下、「要綱案」という。）が公表された。要綱案は本年2月の法制審総会において賛成多数で採択・法務大臣に答申され、今通常国会に民事訴訟法等の改正法案が提出された。

利便性の高い民事裁判手続のIT化が実現し、利用者（国民）の使いやすい裁判が実現することは有意である。しかし、裁判は、終局的に国民の権利義務を確定する手続であり、この裁判を受ける権利はすべての国民に認められる憲法上の権利である。そのため、この国民の裁判を受ける権利が後退する制度・システムの創設・導入は許されず、ここにおいて利便性が優先するかなのような拙速な法制化があってはならない。

2 民事裁判手続のIT化に関するこれまでの自由法曹団の取り組み

自由法曹団は、民事裁判手続のIT化につき、総論として一定の肯定的評価をしつつも、国民の裁判を受ける権利の擁護の見地から問題点を指摘し、他の民主団体等を交えた学習会を複数回開催し、公に意見を発表してきた。2020年12月22日に発表した「国民の裁判を受ける権利の後退を許さない～民事裁判手続のIT化に関する意見書～」は、2019年12月に発表された「民事裁判手続等のIT化研究会報告書－民事裁判手続のIT化の実現に向けて－」（公益社団法人商事法務研究会・座長山本和彦一橋大学大学院法学科研究教授）を受け、民事裁判手続のIT化の必要性を認めつつも、特に「オンライン申立ての義務化」「口頭弁論期日のウェブ会議等に

よる開催」「新たな訴訟手続（旧特別な訴訟手続）の創設」「和解に代わる決定制度の創設」の4点について問題点を指摘し、反対の意見を述べたものである。また、法制審部会が、2021年2月に中間試案を取りまとめた際は、同中間試案に対し、上記意見書で反対した4点の問題点に加え、裁判所外における証拠調べを当事者の意思に反するウェブ会議等の方法で行うことに反対する、ハイブリッド方式で行われる証拠調べを裁判所外における証拠調べと位置づけることに反対するなどの意見を加えて「『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』に対する意見」（2021年4月28日付）を公表している。

今回の要綱案及び提出法案では、これまで自由法曹団が反対してきた上記問題点のうち、「和解に代わる決定制度の創設」の規定や、現行民事訴訟法第185条の裁判所外における証拠調べに位置づけて導入しようとしたハイブリッド方式による証拠調べの規定などが見送られることになった。また、「オンライン申立ての義務化」についても、その対象が訴訟代理人のうち委任を受けたもの（弁護士等）や国の指定や地方公共団体等から委任を受けたもの（以下、「訴訟代理人等」という。）に限定され、国民全体（本人訴訟等）を義務化の対象としないこととされた。これらは、これまで自由法曹団が国民の裁判を受ける権利の後退につながる懸念のある制度・システムであると指摘してきたところであり、これらを法制化させなかった意義は大きい。

他方、要綱案及び提出法案では、自由法曹団が反対してきた「新たな訴訟手続」の創設につき「当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則」ないし「法定審理期間訴訟手続」と名称を変更して創設されようとしている（以下、「法定審理期間訴訟手続」という。）。また、「口頭弁論期日のウェブ会議等による実施」も当事者の意思に反して口頭弁論期日を開催できる制度とされてしまっている。「オンライン申立ての義務化」も、対象が訴訟代理人等に限定されたとはいえ、法律で義務化をすることが誤りであるという根本的な問題は解消されていない。

3 本意見書の構成

以下、自由法曹団は、要綱案に対し、国民の裁判を受ける権利の後退につながるとの見地から、

第2において、「『法定審理期間訴訟手続』の創設に反対する」

第3において、「当事者の意思に反してウェブ会議等による口頭弁論期日を開催できるとする要綱案に反対する」

第4において、「インターネットを用いてする申立てを訴訟代理人等に義務化することに反対する」

とそれぞれ題した上で、上記制度・システムについて削除を求めあるいは強く修正を求めるものである。

第2 法定審理期間訴訟手続（旧「新たな訴訟手続」）の創設に反対する

1 法定審理期間訴訟手続の審議経過

最高裁は、2019年4月、民事裁判におけるITの活用とは直接関係が無い制度であるにもかかわらず、民事裁判手続等IT化研究会の第2読会において、突然「特別な訴訟手続」の新設を提案した。

その後、法制審部会の第3回会合（2020年9月11日開催）において、特別な訴訟手続の新設について検討が行われたが、同部会の第6回会合（2020年11月27日開催）からは、突如として、「新たな訴訟手続」という名称が用いられるようになった。ここには、特別な訴訟手続創設につき強い反対意見があったところ、名称を変えて反対意見を封殺し実現を試みようとする思惑や、通常訴訟との関係で、例外となる「特別な」訴訟手続ではなく、「新たな」訴訟手続として、通常訴訟と並列的な訴訟制度を構築しようとする思惑すら推知される。

その後、法制審部会の第9回会合（2021年2月19日開催）において、中間試案が取りまとめられ、2021年2月26日から5月7日にかけて、パブリックコメントが実施された。このパブリックコメントで、自由法曹団は「新たな訴訟手続」は近代民事訴訟の大原則に反し、立法事実も欠いているなどの反対意見を述べ、その他の多くの団体、個人からも「新たな訴訟手続」に反対する声が挙がった。

しかし、その後も、審理期間を制限する訴訟制度の提案は維持され、法制審部会の第23回会合（2022年1月28日開催）で取りまとめられた要綱案にも、「期間が法定されている審理の手続」（「法定審理期間訴訟手続」）と改称されて盛り込まれ、消費者団体の委員が本制度に反対を表明したが、要綱案全体は賛成多数の形で採択された。この要綱案は、法制審総会の第194回会議（2022年2月14日開催）において審議され、要綱案中の法

定審理期間訴訟手続について、反対意見が表明され、要綱案全体は全会一致ではなく賛成多数で採択され、法務大臣に答申され、今国会に「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」として提出された。

2 法定審理期間訴訟手続の根本的な問題（総論）

法定審理期間訴訟手続（法案第7編「法定審理期間訴訟手続に関する特別」第381条の2ないし8）は、審理期間をこの訴訟手続の利用を指定した期日から6か月以内に限定する訴訟制度であり、その結果、必然的に、主張・立証の機会が制限される制度である。

法定審理期間訴訟手続は、以下で述べるように根本的な問題を孕む制度であり、到底受け入れられない制度である。

（1）法定審理期間訴訟手続は、近代民事訴訟制度の大原則に反し、憲法32条が保障する「裁判を受ける権利」を侵害する

憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」と定めている。ここでいう「裁判を受ける権利」は、公正、適正、充実した審理を求めることができる権利であると解されている。「裁判を受ける権利」の具体化として「法的審問請求権」が保障されなければならない。

これを反映して、民事訴訟法243条は、裁判官が判決を下すことができるのは、当事者双方が主張・立証を尽くし、審理が尽くされ、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」としている。

裁判迅速化法1条においても、「司法を通じて権利利益が適切に実現される」ためには、「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠である」と定めている。「迅速化」のみの追求を否定しているのである。「公正かつ適正で充実した」裁判であるためには、当事者に対する「手続的保障」が不可欠であり、裁判の本質は、当事者双方に十分な主張・立証の機会を与え、これを尽くした上で、裁判所の判断を受ける点にあるとすることができる。

法制審部会の第3回会合においても、「弁論主義の下において、当事者が自身の責任で自身の主張や相手方の主張に対する反論を尽くすことが重要」と指摘されていた。

当事者双方が主張・立証を尽くし、審理を尽くすということは、近代訴訟制度の大原則に他ならない。

諸外国の例をみても、民事紛争全般について、法定審理期間訴訟手続のよ

うな審理期間を限定する制度を採用している国の報告例はない。それは、審理期間を限定する制度が近代訴訟制度の大原則に悖るものであるからに他ならない。

裁判においては、事前に、訴訟の相手方の主張や保持している証拠を把握できていないことも多く、その趨勢は極めて流動的である。法定審理期間訴訟手続は、脆弱な根拠しかない訴訟の早い段階で使われることが想定され、そのような段階での当事者の申出または同意を理由に当事者の主張・立証の機会を制限する、非常にリスクの高い制度といえる。

その上、現在の訴訟制度でも、地方裁判所の判決の2割以上が毎年、高等裁判所で取り消されている（一部取り消しを含む）。法定審理期間訴訟手続においては、十分な審理がなされない結果、これまで以上に、ラフジャスティス（粗雑な審理・粗雑かつ簡略化された判断）になるおそれが高く、誤判の危険性が増加する。このような本制度が、「公正かつ適正」な裁判と言えないことは明白である。

当事者が法定審理期間訴訟手続による判決に異議を出した場合、終結前の段階に復して通常訴訟に移行することが可能とされているが、同じ裁判体が審理を行うこととされており、本制度における審理を白紙に戻して、通常訴訟として、公正かつ適正な審理・判断を行うことは期待できない。当事者が事実上異議を唱えることを諦め、判決が確定してしまう事態は想像に難くない。本制度の利用について承諾した当事者が、後に後悔するような事態を生み出してはならない。

また、法定審理期間訴訟手続における審理途中で、一方当事者の意向だけで通常訴訟に移行することが可能とされているが、後述のとおり、制度目的との関係で極めて矛盾を抱えたものである上に、實際上、この規定が機能するかは疑問である。

そもそも、民事裁判利用者に対する調査において、国民が裁判に求めているのは、「公正で充実した裁判」であって、「時間は、それほど大きな要素ではない」との調査結果がある。国民は、裁判を「真実の発見」、「真相解明の場」として捉えているのである。公正かつ適正で充実した裁判の実現と相反する法定審理期間訴訟手続は、国民の司法への期待と信頼を損ないかねないものである。

審理期間を限定し、もって当事者の主張・立証の機会を制限する法定審理

期間訴訟手続は、公正かつ適正で充実した裁判を受ける権利を形骸化させる制度と言わざるを得ず、近代民事訴訟制度の大原則に反し、憲法32条の「裁判を受ける権利」を侵害する制度と言わざるを得ない。

(2) 法定審理期間訴訟手続は立法事実を欠いている

法廷審理期間訴訟手続の制度趣旨は、裁判の迅速化、あるいは期間予測の明確化とされている。

しかし、最高裁の2021年7月付け「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（以下「迅速化検証報告書」という。）によると、2018年現在の平均審理期間（同報告書での「審理期間」の定義は「訴状の受理から終局（和解ないし判決）までの期間」であり、本制度の審理期間とは定義が異なる）は、約9.1か月で、日本の平均審理期間は、諸外国に比べても遜色ないものになっている。事実関係に争いが無い事件や、事前に交渉があり争点が絞られているような事件において本制度の利用が想定されるとの説明がされているが、そのような事件は、現行法下においても、比較的短期間で和解又は判決に至っており、あえて本制度を新設する必要はない。立法事実がないと言わざるを得ない。

なお、迅速化検証報告書によると、2020年現在の平均審理期間は、約9.9か月と公表されているが、非典型的な種々の損害賠償事件などが増え、審理が困難な事件や合議事件が増加しているという実情や、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出や関係者の感染によって、訴訟準備のための打合せや裁判期日が延期になるといった原因も考えられる。平均審理期間が長くなった原因を争点整理と決めつけ、本制度を導入し、審理期間を制限すれば良いとするのは早計である。

そもそも、前述のとおり、民事裁判の利用者は、裁判を「真実の発見」、
「真相解明の場」として捉えている。そのような利用者から、丁寧に話を聞き、審理を行ったり、訴訟代理人が主張書面を準備する場合に、その準備に相応の時間を要するのは当然である。裁判の迅速化が重要であることに異論はないが、公正かつ適正で充実した審理・判断に優先するものでないことは明らかである。

また、迅速化検証報告書における「平均審理期間」は、「訴状の受理から終局（和解ないし判決）までの期間」を指しているが、本制度における「6か月間」は、「この手続を開始する決定で指定された期日から審理終結まで」

であり、「訴状の受理からこの手続開始の指定期日まで」と「終結から終局（和解ないし判決）まで」の期間は含まれていない。本制度に関して、「6か月で裁判が終わる。」とのミスリードになっている懸念がある。

民事訴訟事件の事件数の減少についても、多角的な分析が必要であり、その要因を、裁判にかかる期間や期間予測の問題と決めつけるのは早計である。少なくとも、我々弁護士との法律相談において、民事裁判の終局までの期間を予測できないことを根拠に、訴訟提起を断念した方は滅多にいない。

法定審理期間訴訟手続を新設しなければならない立法事実はない。

(3) 法定審理期間訴訟手続は制度趣旨との間で矛盾を抱えている

法廷審理期間訴訟手続における審理の途中で、当事者の双方又は一方から通常訴訟に移行させる旨の申出を行ったときや、裁判官が提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして本制度により審理及び裁判をするのが困難であると認めたとき、通常訴訟に移行することとされている。また、本制度の判決について当事者から異議の申立てがあった場合にも、通常訴訟に移行することとされている。

しかし、このような制度では、当初から通常訴訟をしていた方が充実した主張立証ができ、かつ、早期に結論に至るという事態を引き起こしかねない。通常訴訟に移行すれば、「期間予測の明確化」という制度趣旨は達成できない。法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判するのが困難であるときという例外もあいまいな基準であり、結局は担当裁判官の判断次第であるから「期間の予測可能性」もあるとはいえない。

もっとも、通常訴訟への移行といった救済策を講じなければ、既述のような裁判を受ける権利の侵害が表面化する事態となる。法定審理期間訴訟手続は、元々無理のある制度のために、その問題点の対応策として例外を設けざるを得ず、その例外があるが故に制度趣旨を達成できないという大きな矛盾を抱えた制度になっているのである。

(4) 対象となる訴訟が広く、当事者間の不均衡を拡大すること

法定審理期間訴訟手続は、規定上、消費者契約事件と個別労働事件を除くが、それ以外の民事事件はすべて対象とされている。なお、「事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるとき」は申出または同意があっても、裁判所はこの手続の

決定をしないとする。

期間が限定された手続は、証拠・情報・資力等で劣る側が著しく不利になる。上記規定を設けたこと自体、審理期間を限定した訴訟が当事者間の衡平を害し適正な審理ができない危険があることを認めている。

消費者契約事件及び個別労働事件は、証拠・情報の偏在や資力の差が認められるからこそ、当事者間の衡平を守るため明文で手続の対象から除外されることになったと解されるが、かような不均衡があるのは、多くの事件において同様である。事業者間の紛争でも個人商店や零細企業と大企業とでは大きな格差があり、偽装請負など実質的には労働者であるにもかかわらず事業者扱いをされ対象事件とされるおそれや、実質的には消費者事件であるにもかかわらず名目上事業者であるからと対象事件とされるおそれも存在する。

その他においても、地主・家主と借地人・借家人との間で大きな格差のある借地借家事件、加害者側に大手保険会社がかかわる交通事故事件、大手企業と零細事業者のかかわるフランチャイズ契約やリース契約など、当事者間の不均衡が存在するケースは枚挙に暇がない。それらを保護の対象とせず、法定審理期間訴訟手続の対象とすることに合理的な理由は認められない。

これらの弊害・リスクについての批判・懸念の声に直面し、法制審部会では、当事者からの申出または同意があっても、「当事者間の衡平を害する場合や適正な審理の実現を妨げる場合」には、裁判所が決定をしないとすることで対応できると説明された。しかし、この規定が機能するとは考え難い。この規定は「（当事者からの申出または同意があった場合には）裁判所は、（略）当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認める場合を除き、（この手続をする旨の）決定をしなければならない。」である。すなわち、裁判所は、原則的に、この手続をする旨の決定が義務づけられているのである。当事者双方が（本制度のリスクをどの程度理解した上かはともかく）申出または同意した場面で、裁判所が、規定上原則的には義務づけられた決定をしない旨の決定、すなわち当事者の意向にも関わらず当事者に本制度を利用させない旨の決定を、あえて積極的にすることができるのか、極めて疑問である。この基準は抽象的かつ不明確であるから、なおさら、裁判所は、規定上の原則に反して当事者の意向を否定する決定の理由付けを

どのように書くのか、という問題にも直面する。当該規定が機能することは考え難い。

法制審部会において、本制度は、事実関係に争いがなく法的判断について争いがある事件等を想定していると説明がなされているが、要綱案においてはそのような限定をする定めは設けられていない。制度目的と一致しない広範囲な利用が予定される訴訟制度と言わざるを得ない。

また、中間試案では地方裁判所での手続とされていたが、その限定がなくなり、簡易裁判所でも適用されることとなった。簡易裁判所は訴訟代理人を付さない本人訴訟の割合が高く、判断権者である裁判所からの事実上の勧めに本人が安易に応じる可能性がある。

このように、当事者を保護する、という観点に照らしても法定審理期間訴訟手続には大きな問題があり、到底認めることはできない。

(5) 弁護士が訴訟代理人についていることが要件とされていないこと

法定審理期間訴訟手続は、裁判官からの事実上の勧めや相手方当事者の強い意向が示された場合、本人訴訟では強く反対を示し難い構造にあること、本制度の訴訟手続上のリスクを的確に判断した上で本制度によるかどうかを決定する必要があること、本制度の途中でも通常訴訟への移行申出をすべきかどうかをメリット・デメリットを含めて的確に判断する必要があること、などの重大な問題を孕んだ制度であるから、当事者の裁判を受ける権利を最大限保障するためにも、専門家である弁護士が訴訟代理人についていることは不可欠である。要綱案確定の約1か月前に開催された2021年12月17日の法制審部会の資料30においても、「基本的に、訴訟代理人の関与が必要である」とされていた。

しかし、要綱案及び提出法案において訴訟代理人の存在は記載されておらず、法律上の要件として定められていない。なんら制度的保障のないものであり、本制度の抱える重大なリスク・弊害に鑑み、本人の裁判を受ける権利を守り本人を保護する観点から、明らかに不当である。

なお、この点、前述のとおり、「(申出または同意があった場合)事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認める場合を除き」、裁判所はこの手続の決定をしなければいけないとの規定を設けたので、「訴訟代理人がついている場合もしくは訴訟

代理人がついていると同視できる場合」でない場合は、この除外規定である「適正な審理の実現を妨げる場合」に該当する、と法制審部会で説明がされた。しかし、この抽象的かつ不明確な規定の適用場面については前述したとおりであり、法律上の要件になっていないのに、裁判所があえて積極的に、当事者の意向に関わらず本人訴訟には利用させない旨の決定をすることができるのか、極めて疑問であり、実際には機能しないと考えられる。何よりも、このような抽象的な規定で裁判所の運用に委ねることでは、なんら制度的担保はないと言わざるを得ない。

3 法定審理期間訴訟手続の制度内容と問題点（各論）

本制度は、法理論上も法制度上も、そもそも認められない制度であることは、総論で詳述したとおりであるが、具体的な制度設計をみても、以下のとおり、その問題点は明らかである。

（1）申出による導入の問題点

第381条の2第1項 当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りではない。

- (1) 消費者契約に関する訴え
- (2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え

…

同第3項 第1項の申出及び前項後段の同意は、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭であることを妨げない。

ア 双方当事者の共同申出によらなくても、また口頭でも、この手続をすることが可能であること

本制度は、短期間での主張立証、限定的な争点整理など、通常訴訟に比べて制約された手続となっており、当事者の裁判を受ける権利等の制限につながり得ることから、その利用は慎重に行われる制度設計の必要がある（先述第1項（2）ア参照）。

しかし、要綱案及び提出法案において、当事者双方による共同申出が必須とされていない。一方当事者の申出がなされたのち他方当事者の同意があればこの手続をすることが可能とされているが、期日においては口頭での申出も口頭での同意も可能とされていることから、代理人を付していない当事者にとって、裁判所からの勧めがなされれば、リスク・弊害を把握できないま

ま安易に同意に応じかねない危険性がある。

イ 申出または同意の時期が定められていないこと

本制度について、申出または同意の時期が定められていないことから、裁判の当初に法定審理期間訴訟手続が選択された場合、相手方当事者の主張立証並びに証拠関係が十分に把握できていない段階で、当事者の訴訟行為を大きく拘束することになる。

また、中間試案においては、原告が期間限定訴訟で提訴し、被告の選択は第1回期日終了までとされていたが、要綱案及び提出法案において期間が明記されなくなったことから、通常訴訟で審理が行われている訴訟においても、裁判官は審理期間を限定する本制度の利用を当事者に勧めることが可能となった。勝敗の権限を持つ裁判官の意見に当事者が反対することは期待しがたく、充実した審理や納得のいく審理が確保されない危険がある。

なお、原告が通常訴訟で提訴した場合、本制度の申出は被告側からすることも可能とされている。本制度は、詳細な審理・証拠調べを経ない手続となる以上、かような簡易な手続によることが有利となると判断した当事者が希望するものである（だからこそ、証拠を独占する企業側が用いることのできないよう消費者契約事件及び個別労働事件が対象から除かれている。しかし問題はこれらの類型に限られない。）。原告が通常訴訟を望んでいるにもかかわらず、被告側が申し出をし、訴訟経済のみを重視した裁判所が原告側を説得した場合、原告は当該制度によることを同意せざるを得ず、充実した審理を受ける機会を損なう危険性があることにも留意が必要である。

(2) 決定・期日に関する問題点

第381条の2第2項 当事者の双方が前項の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質，訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み，法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し，又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き，訴訟を法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が同項の申出をした場合において，相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも，同様とする。

…

同第4項 訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは，通常の手続のために既に指定した期日は，法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなす。

第381条の3第1項 前条第2項の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から2週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

本制度の申出または同意があった場合、裁判所が「審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き」この手続をする旨の決定をしなければならないとされているが、この除外規定を設けたことそれ自体が、本制度が、当事者の衡平を害しうること、および適正な審理の実現を妨げ得ること、という危険性を孕んだものであることを認めているといえる。

しかし、この除外規定は実際には機能せず、危険性は回避し難いことは、上記(2)エオで詳述したとおりである。

(3) 審理期間について

第381条の3第2項 裁判長は、前項の期日において、当該期日から6月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日から1月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。

同第3項 前条第2項の決定があったときは、当事者は、第1項の期日から5月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。

...

同第5項 法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第1項の期日から6月（裁判所が当事者双方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。

ア 訴訟期間があまりに短いものとなり得ること

人証手続などの証拠調べを予定する訴訟である以上、決定で指定された期日から6か月で審理終結とすることは、拙速な審理となることが想定される。また、中間試案段階までは、法制審部会において「6か月」という期間を前提として議論されていたが、パブリックコメント終了後の段階になって、裁判所が「これより短い期間」を定めることができるとの規定が入れられた。裁判所の指定によりさらに短い期間となる可能性もあり、当事者の裁判を受ける権利をより一層侵害するおそれがある。

イ 攻撃防御方法の時期も制限されること

決定で指定された期日から5か月以内に攻撃防御方法を出し切ること、そして6か月以内に証拠調べを行うこととされており（しかも、裁判所は、それぞれについてさらに短い期間を定めることもできる）、訴訟の進行並びに当事者からの主張を踏まえた追加調査などの訴訟活動、鑑定申請などの主張が制約されるうえ、攻撃防御方法が出そろってから1か月程度で人証調べを行う場合、証人テストや尋問準備の期間も相当に制限され、期間内に収まる主張・立証しか行えなくなることとなる。

（４）通常訴訟への移行について

第381条の3第6項 法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第93条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

第381条の4第1項 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する旨の決定をしなければならない。

(1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

(2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

同第2項 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

同第3項 訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

ア 制度として矛盾があること

裁判所が通常訴訟への移行を義務付けられている場合として、当事者の双方又は一方が通常訴訟への移行の申出をしたとき、と定められているが、上記（２）ウにおいて述べたとおり、合意で法定審理期間訴訟手続によることを定め裁判所の決定を経ているにもかかわらず、一方当事者の理由の如何を問わない意向のみをもって合意の破棄を認める、という制度矛盾がある。訴訟のどの段階でも通常訴訟への移行の申出が可能である以上、制度目的として強調された「期間の予測可能性」も失われ、申出又は同意をした本人の早期解決への期待を損なう可能性や司法に対する不信を招く可能性も高く、法定審理期間訴訟手続の定めそれ自体の必要性が疑われる。

イ 裁判所の移行決定の実効性

通常訴訟への移行が義務付けられる場合として、裁判所が「審理及び裁判

をするのが困難と認めるとき」と定められているが、両当事者が法定審理期間訴訟手続を希望する状況、そして迅速化を強調される状況に鑑みれば、仮に裁判官が通常訴訟による審理が必要であると考えたとして移行決定を行うことができるかは甚だ疑問であり、結果として拙速な審理がなされることにより裁判を受ける権利が損なわれることとなる。

(5) 判決について

第381条の3第4項 裁判所は、前項（第3項における攻撃防御方法の提出期限（下線部追記））の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。

...

第381条の5 法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、第381条の3第4項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。

第381条の6 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

ア 判決の簡素化の問題点

裁判所は、判決書において、「理由」は、当事者双方と確認した「判決において判断すべき事項」のみを記載すれば足り、通常訴訟より部分的、簡略的な判決とすることができるとされる。

しかし、「判断すべき事項」の意味が不明確であるとともに、判決の理由を限定することが可能となるため、事実関係の精査を経た判決とならない可能性がある。

また、判決は「公共財」の性格をも有しているが、判決に既判力や判例としての効果が認められる根拠は、主張立証を保障し、「判決に熟したとき」に終結して判断し、判決内容も十分な判断が記載されている点にある。

本制度による簡略化された「判決」に、果たして通常の既判力や判例としての価値を認め得るのか、しかも、後述の認可判決においては適切な理由が付けられないままになるという、重大な問題がある。

イ 確認の時期について繰り返されていること

「判断すべき事項」の確認の時期は、証拠調べ終了時まででなく攻撃防御

方法の提出期限まで、とされている。人証調べが軽視される傾向が助長される懸念がある。また、証人尋問（本人尋問を含む）や証拠調べを経た結果として新たに判明した事実関係を基にした主張を追加することができないこととなり、不十分な審理となる可能性がある（規定上は、追加するために通常訴訟に移行することが可能であるが、それを許容するのであれば当該法定審理期間訴訟手続を導入する必要性を欠くものと言わざるを得ない。他方で、通常訴訟への移行の必要性があっても、この段階まで来て果たして通常訴訟への移行の申出を当事者は決断できるのか、判断権者である裁判所の意向を慮って移行申出を断念する可能性が高いとも想定される）。

ウ 認可判決の問題

異議の手続は後述するが、異議後の通常訴訟の判決が元の判決と同じ結論となる場合、元の判決の理由記載が限定されていても、元の判決を「認可する」だけの認可判決で足りるとされる。法定審理期間訴訟手続の判決が、理由の記載が不十分なものとなりうるにもかかわらず、認可判決で詳細な理由が付記されない場合、敗訴者は控訴をするか否かについての判断を行うことは困難である。

異議に関して手形小切手訴訟の条文を準用するが、手形小切手の効力の性格から簡易迅速な訴訟が認められているにすぎず、一般的な民事紛争においては納得する判決が得られず、かつ控訴審の審理も不十分なものとなり、裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある。

エ 重大な手続的瑕疵

この「簡略化された判決」の提案は、中間試案段階まで存在せず、通常の判決を前提としてパブリックコメントに付されたにもかかわらず、パブリックコメント終了後に突然提案され、法制審部会での極めて短期間の審議で取り入れられたものである。判決という訴訟制度の根幹をなすものの変容提案なのであるから、本来、再度パブリックコメントにかけるべき問題であり、重大な手続的瑕疵がある。

(6) 異議について

第381条の7第1項 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

第381条の7第2項 第358条から第360条まで及び第364条の規定は、前項の異議について準用する。

第381条の8第1項 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

同第2項 前項の異議の申立は、執行停止の効力を有する。

同第3項 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

同第4項 第362条及び第363条の規定は、第1項の審理及び裁判について準用する。

当事者は、法定審理期間訴訟手続による判決に異議を申し立てれば、終局前の状態に戻し、通常訴訟による審理が行われ、この判決に対しては控訴が可能とされている。

しかし、異議が出された後の裁判官は、法定審理期間訴訟手続による判決を作成した裁判官と同一であり、当事者の多くは、同じ裁判官であれば結論は変わらないと考え、異議を諦めることが予想され、判決による詳細な理由説明を受ける機会を失うこととなる。

本制度は、裁判所の仕事量を軽減するものである一方、国民の裁判を受ける権利が実質的に侵害されることとなる。

4 結語

近年のわが国の民事裁判は、人証調べや検証が大幅に減り、当事者や弁護士から、審理が希薄化、形骸化しているとの指摘もある。仮に、本制度のような審理でも「訴訟」として認められることになれば、裁判官は当事者の主張や証拠を制限しても裁判することができると感じるようになり、裁判の迅速化という名目で、通常訴訟の審理の希薄化、形骸化がより進行する事態が危惧される。すなわち、民事訴訟観の変容をもたらし、民事裁判全体や裁判官の姿勢に対する悪影響の懸念も、本制度のもつ重大な問題点である。決

して、本制度を使う者だけの問題ではない。

裁判の迅速化は、審理期間や主張・立証の機会を制限して図るのではなく、情報・証拠収集方法の拡充や、裁判官の人数を大幅に増やすなどの裁判所の人的・物的拡充で実現すべきである。司法改革で弁護士は大幅に増員されたが、裁判官の増員や司法予算の増額や法律扶助予算の増額は遅れている。司法の基盤を整備することによって、公正、適正、充実した手続の下での迅速な裁判の実現を図るべきである。

今般の民事訴訟のIT化は、わが国の民事訴訟制度を大きく変革するものであり、国民の裁判を受ける権利に直結する重大な問題であることから、その国会審議においては、時間をかけて慎重に議論が行われる必要がある。そのような状況下において、民事訴訟手続のIT化と無関係で、法理論上、法制度上の重大な問題を孕んでおり、かつ、立法事実も明らかでない本制度を、IT化と一緒に新設しなければならない理由などない。

以上のとおり、法定審理期間訴訟手続は、百害あって一利なしと言っても過言ではない制度であり、その創設には断固として反対である。

第3 当事者の意思に反してウェブ会議等による口頭弁論の開催を可能とする要綱案及び法案に反対する

1 要綱案及び法案の問題点

要綱案及び提出法案（第87条の2）では、映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論について、次の規律を設けている。

第87条の2第1項 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

同第2項 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

同第3項 前二項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、そ

の期日に出頭したものとみなす。

この提出法案によれば、裁判所は、「当事者の意見」を聴いた上で、「相当と認めるときは」、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（ウェブ会議等の方法）により口頭弁論を開催することができることになる。

別の言い方をすれば、この法案は、当事者の双方あるいは一方が異議を述べたとしても、裁判所の判断で、ウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を当事者に強制することを可能とするものである。

本意見書が問題だと考えるのはこの点である。当事者が在廷での口頭弁論の開催を要求しているにも関わらず、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を強制することは、直接主義、口頭主義、公開主義といった訴訟原則の長所を減殺し、ひいては裁判を受ける権利を後退させるものである。

2 口頭弁論が果たす役割の重要性

本意見書がこのように主張するのは、自由法曹団に所属する弁護士の経験の集積として、口頭弁論が果たす役割の重要性を知っているからである。自由法曹団は昨年（2021年）設立100周年を記念して、「自由法曹団百年史」（日本評論社）、「自由法曹団物語」（日本評論社）、「自由法曹団百年史年表」（すいれん社）を出版した。これらの書籍に記されている様々な事件（例えば、公害事件や労働事件など）において、訴訟代理人である弁護士が各口頭弁論期日で、訴訟の意義、主張の要点等について弁論を行い、あるいは当事者本人が自身の受けた被害等、書面では伝えることのできない生の声を自らの言葉で語ることが行われてきた。このような弁論は、訴訟の基本原則である直接主義、口頭主義の本旨に則った有用なものであり、裁判所の心証形成、充実審理等にも重要な役割を果たすものである。

また、弁論が公開の法廷でリアルな形で行われることも重要である。当事者の家族、事件の支援者、記者らが固唾をのんで見つめる中で行われるからこそ、弁論が裁判官の心を動かすのであり、また関係者や傍聴者、記者らの心を動かし、正当な解決をとの声や動きにつながるのである。時には、相手方の関係者の心さえ動かすこともあり、和解や立法的解決への大きな力を発揮することもある。先日除斥期間の適用を否定して国に賠償を命じた旧優生保護法訴訟の大阪高裁判決及び東京高裁判決でも、原告による意見陳

述が行われている。

たとえインターネット等の技術が向上しても、ウェブ会議等の方法による口頭弁論が、当事者双方が在廷している法廷で裁判官が五感を通じて口頭弁論を聞く場合と比べ、裁判官の得られる情報や感銘力において劣るものであることは論をまたない。要綱案による規律は、このような口頭弁論の機会を当事者から奪うものである。

3 一方当事者が出廷できることは正当化の理由にならない

これに対しては、ウェブ会議等の方法による弁論が開かれる場合でも、一方当事者は法廷に出頭することが可能であり、上記のような問題はないという意見が考えられる。しかし、この意見が想定する口頭弁論とは、裁判所と当事者の一方が在廷し、もう一方の当事者が法廷の相手席におらずモニター越しに期日に関与するといういびつな法廷である。

このような期日において、訴訟原則の長所の減殺という問題は同様に生ずるのであり、特に公開原則との関係では、一方当事者がモニター越しに話している様子が傍聴席から見える保障がなく、内容も聞こえにくいという問題がある。このような法廷では、上述した関係者が固唾をのんで弁論を見つめるという緊張感に欠けたものになり、裁判の公開の意義を大きく減退させる。また、出廷した側の弁護士や本人にとっても、相手席に誰もいない法廷での口頭弁論では十分なものになりにくい。

一方当事者が出廷できることはウェブ会議等による口頭弁論の強制を正当化する理由にならないというべきであり、ウェブ会議等による口頭弁論の開催には、当事者の双方の同意が必要というべきである。

4 結論

以上より、裁判所の判断で、ウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を可能とする要綱案に断固反対する。

第4 インターネットを用いてする申立てを訴訟代理人等に義務化することに反対する

要綱案は、その第1部の第1において「インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面や証拠の提出）等」と題し、訴訟のあらゆる場面での申立て等をインターネットで行うことができる制度・システムを提起し、提出法案においても第132条の11以下において同様の提起をする。このイン

ターネットを用いて申立て等ができることが、多くの国民に利便性をもたらすことは論を待たない。

しかし、自由法曹団は、これまでの民事裁判手続のIT化の議論の過程で、このインターネットを用いてする申立てを「義務化」しようとする議論に強く疑問を呈してきた。裁判を受ける権利は、国民の憲法上の権利である。にもかかわらず、インターネットを用いた申立てが義務づけられると、IT機器やネット環境を利用できない、もしくは不得手な国民に対し、裁判手続を利用することに萎縮効果を及ぼし、それは裁判を受ける権利の後退にほかならないからである。民事裁判手続のIT化が、真に国民の利便性に資する制度・システムとなっていれば、義務化などせずとも、必然的に利用者は増加し、インターネットを用いてする申立て等が標準的な手続となっていくことは想像に難くない。司法におけるIT制度の先進の例としてあげられる大韓民国でも弁護士を含めてインターネットを用いてする申立て等が義務づけられていないが、実際にはほとんどの弁護士がインターネットを用いて申立て等を行っている。義務化の必要性などない。

この点、これまでの民事裁判手続のIT化の議論では、インターネットを用いた申立て等の義務化に関し、甲案（本人訴訟を含め国民に対しインターネットを用いた申立て等を義務化する案）、乙案（訴訟代理人等に対しインターネットを用いた申立て等を義務化する案）、及び丙案（インターネットを用いた申立て等の義務化につき特段の規定を設けない案）の対立があった。自由法曹団は、強く丙案を主張していたところ、今回の要綱案では、法制審部会の委員や社会からの批判もあって甲案の採用は見送られ、訴訟代理人のうち委任を受けた者や国の指定を受けた者、地方公共団体等から委任を受けた職員のみが、インターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととなった（要綱案第1の3項（1）、法案第132条の11第1項）。

国民一般に義務化する甲案が採用されなかったことは有意である。ただでさえ、裁判という手続に縁遠さを感じる国民が多い中で、申立ての手続にさらに義務がつきまとうことになれば、IT機器等に疎い国民の裁判を受ける権利は明らかに後退するからである。

ただ、訴訟代理人等にのみ義務化されることも看過はできない。何故なら、その訴訟代理人等も、国民から委任を受けて国民の権利義務のために任務を遂行しているからである。国民は、訴訟代理人等に委任するにあたって、当該

訴訟代理人等がIT機器等に精通しているかどうかの判断はできない。結果として、訴訟代理人等がインターネットを用いた申立て等を躊躇していれば、その訴訟代理人等に委任をした国民の裁判を受ける権利が後退することになる。

この点、訴訟代理人等は業として裁判に関与する者である以上、インターネットを用いた申立て等に対応できるよう研鑽を重ねるべきとの指摘がある。そしてその指摘は誤りではない。しかし、研鑽を重ねる努力義務を課されることと、インターネットを用いて申立て等をする法的義務を課されることは同義ではない。法的義務を課するのであれば、その法的義務を受忍させるに足る立法趣旨が必要であるが、このインターネットを用いてする申立て等を訴訟代理人等に義務化しなければならない合理的な根拠はない。単に、裁判所業務の統一的な対応の要請（利便性）だけである。この裁判所の要請（利便性）が、間接的とはいえ国民の裁判を受ける権利の制約の根拠にはなり得ないことは明白である。

そもそも、どのようなシステムが構築されるのかすら確定していない段階から、義務化の議論がなされていること自体、IT先進国と言われる諸外国の例と比較しても、異例である。諸外国では、義務化からスタートせず、システムの改良も重ねつつ相応の期間をかけて、順次、利用範囲を拡大するやり方で実施されてきた。しかもIT化は権利であって義務ではないとする国も多い。日本でも、本来であれば、まずシステムを創設・実施し、そのシステムが信頼性・安定性・利便性が認められて、社会に国民に浸透し利用者が増加する過程で、原則的なシステムをインターネットを用いた申立て等に切り替えていくのが通常であるにもかかわらず、わが国の民事裁判手続のIT化の議論は全く逆の過程を辿った。義務化の対象を訴訟代理人等に限定したとしても、制度開始もしていない段階でインターネットを用いてする申立て等を義務化する合理的根拠はない。本問題は、フェーズ3の実施後、数年程度の実用期間の状況を踏まえて、なお、インターネットを用いない申立て等が存在することで裁判所業務に著しい支障を来しているといった事情を確認した後に、再度義務化の検討を開始すればよいだけであり、制度の実施もされていない現時点で、義務化を法制化するべきではない。提出法案の第132条の11ないし13は削除修正されるべきである。

なお、要綱案第1の3項末尾にある注意書きでは、「申立て等を電子情報処

理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。」と付記されるが、これは重大な問題を孕んでいる。このような規律を最高裁判所規則に設けることは許されない。何故なら、裁判所に申立て等をしに来た本人が、裁判所から「インターネットを用いて提出して下さい。最高裁規則はこうなっています。」と言われた際、裁判所に反論した上で、書面を受理させることはなかなか困難である。紙で提出でき紙で受け取れるにもかかわらず、本来利用しなくても済む「本人サポート」に誘導されることすら想定される。上記注意書きは、実質的に、裁判所が、申立て等を行おうとする者に対し、インターネットを用いた方法により申立て等をすることを命じることを認めているに等しい。本人にとって紙で提出し紙で受け取れるのは権利であり、インターネット利用の訓示規定すら設けるのはおかしいが、仮に訓示規定を設けるといふのであれば、努力義務であることが一見して明らかかな表現にすべきであるにもかかわらず、「するものとする」との強い表現を使用していること自体、法律で甲案を採用させることができなかつたことを、下位規範である規則で代替しようとするものというほかない。かかる脱法的に目的を達成しようとする手法を、断固許してはならない。

第5 結語

以上、自由法曹団は、要綱案及び提出法案のうち、憲法上の権利たる「裁判を受ける権利」の後退となる「法定審理期間訴訟手続の創設」「当事者の意思に反してウェブ会議等による口頭弁論期日を開催できる制度」、そして「訴訟代理人等にインターネットによる申立て等を義務化する制度」について、明確に反対する。「裁判を受ける権利」は憲法上の権利であって、その擁護の必要性は、手続の利便性によって享受できる利益擁護の必要性を大きく上回るからである。

民事裁判手続のIT化は、わが国の民事訴訟制度に大きな変革をもたらすものであり、それは国民の「裁判を受ける権利」行使の機会に影響を及ぼす。そのため、国民の「裁判を受ける権利」の後退をもたらす上記各制度については、現時点での法制化は許されず、同制度についての民事訴訟法改正法案部分には、修正ないし削除することを強く求める。

以上